

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

## 記

### 1. 調達ポータルの利用

本調達は、「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)」を利用した応札、入開札手続及び電子契約により実施するものとする。ただし、「紙」による証明書等、入札書の提出及び契約手続も可とする。

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度物件調書等作成業務委託（高知地区）
- (2) 業務概要 国有財産の一般競争入札に係る物件調書等の作成業務を委託する。詳細は仕様書のとおり。
- (3) 証明書等の受領期限 令和6年5月31日（金曜日）17時00分まで
- (4) 入札書受領期限 令和6年6月11日（火曜日）13時30分まで
- (5) 開札の日時及び場所 令和6年6月11日（火曜日）13時30分から  
高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎9階 共用会議室1
- (6) (3)から(5)については、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

### 3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において資格の種類が「役務の提供等」であり、営業品目が「その他」に登録のある者であって、「C」又は「D」等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者、証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 土地家屋の調査、又は測量のいずれかを業としている者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは当局の入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記4の入札事項等の説明及び入札説明書等の交付を受け、入札参加申込を行いその審査に合格した者であること。
- (10) 本件入札に係る提出書類等の作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (11) その他詳細は入札説明書による。

### 4. 入札事項等説明及び入札説明書等の交付の期間、場所

- (1) 期 間： 令和6年5月16日（木曜日）から令和6年5月30日（木曜日）までの  
9時00分から12時00分まで 及び 13時00分から17時00分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 場 所： 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎9階 四国財務局高知財務事務所 管財課
- (3) 注 意： 郵送による配付を希望する場合は、郵送に必要な切手を貼付し住所を明示した返信用封筒（A4が入る定形外郵便、レターバックプラスまたはレターバックライト）を（5）に事前連絡のうえ、（5）に郵送すること。
- (4) 事前連絡期限： 令和6年5月16日（木曜日）から令和6年5月24日（金曜日）までの  
9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (5) 事前連絡先： 〒780-0061  
高知県高知市栄田町2丁目2番10号  
高知財務事務所 管財課  
電話（088）-822-9177（代表）（内線745）

### 5. 契約条項等を示す場所

高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎9階  
四国財務局高知財務事務所 管財課

### 6. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

### 7. 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。

以上、公告する。

令和6年5月16日

分任支出負担行為担当官  
四国財務局高知財務事務所長 三井 敬謙